

振込規約（法人・団体）

第1条 適用範囲

パソコンサービスの利用、ポータルサービスの利用および書面取引による当行に開設されている他の口座宛または全国銀行データ通信システムに加盟の他の金融機関（以下「他行」という）の国内本支店の口座宛の振込（当行に開設されているお客さま名義の口座宛の振込を含むものとし、以下「振込」という）、パソコンサービスの利用による総合振込（以下「総合振込」という）および給与・賞与振込（以下「給与・賞与振込」という）については、この規約により取扱います。

第2条 振込（総合振込および給与・賞与振込を除く）

1. 振込依頼等

(1) 振込依頼および振込依頼の予約（以下総称して「振込依頼等」という）は、次により取扱います。

- ① 振込依頼等は、当行所定の手続きに従い、振込先金融機関・支店名、預金科目・口座番号、口座名義、振込金額、依頼人名その他当行所定の事項を、パソコンサービスの利用の場合はネットワーク端末（以下「端末」という）から当行所定の方法で当行に送信し、ポータルサービスの利用の場合は端末から当行所定の方法で当行に送信し、書面取引の場合は当該事項を記入した当行所定の依頼書を当行に提出してください。この振込依頼等は、パソコンサービスによる場合は別途定めるパソコンサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、ポータルサービスによる場合は別途定めるポータルサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、書面取引による場合は当該書面取引に係る書面の印影が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り、それぞれ取扱います。
- ② 当行は、当行所定の方法によりお客さまが端末から入力した事項、または当行所定の依頼書に記載された事項を依頼内容とし、お客さまにおいて振込実施日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいう。以下「振込実施日」という）の指定がない場合（ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合を除く）には振込依頼として、お客さまが端末操作日または当行所定の依頼書を提出もしくは送信した日の翌日以降当行所定の期限内の先日付の日を振込実施日として指定した場合には振込依頼の予約として受付けます。なお、振込実施日の指定がない場合において、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその

他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。以下「金融機関営業日」という)を振込実施日とする振込依頼の予約として受け付けます。もしくは、振込実施日の指定がなくかつ受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合には振込依頼の予約として受け付けます。

③ 振込依頼の予約を行う場合において、振込先が他行の場合は、振込実施日として指定できる日は金融機関営業日に限るものとします。

(2) パソコンサービスの利用の場合、振込依頼または振込依頼の予約を受け付けるときに、お客さまからの依頼内容を端末に表示しますので、必ずその内容を確認してください。

(3) 第1号の依頼内容について誤りがあつたとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 振込依頼の予約の取消し

振込依頼の予約は、当該予約にかかる振込実施日の前日（ただし、ポータルサービスまたは書面取引による振込依頼の予約の場合は直前の金融機関営業日）の当行所定の時限までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

3. 振込契約の成立

(1) 振込にかかる契約（以下本条において「振込契約」という）は、当行所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金および当行所定の振込手数料（以下「振込資金等」という）の引落としが完了したときに成立するものとします。

(2) 前号にかかわらず、当行所定のパソコンサービス利用規約に基づき当行所定の振込手数料の支払いが一括引落としとされる場合等当行所定の振込手数料の支払時期が振込資金の引落としと別の時点で行われる場合においては、振込契約は、当行所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金の引落としが完了したときに成立するものとします。なお、この場合において、当行所定の振込手数料は、お客さまが当該振込手数料に対応する振込資金の引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

(3) 振込資金等（ただし、前号の場合においては振込資金に限る）は、当行がお客さまから受付けた振込取引の依頼内容が確定した日（以下「依頼内容確定日」という）に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

(4) 前号にかかわらず、振込依頼の予約を行った場合においては、振込資金等（ただし、第2号の場合においては振込資金に限る）は、当該予約にかかる振込実施日に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

(5) 振込依頼の予約を行った場合において、当該予約にかかる振込実施日に残高不足やauじぶん銀行取引規約（法人・団体）に基づく取引の制限や停止等により振込資金等（ただし、第2号の場合においては振込資金に限る）が引落とせなかったとき

は、当該振込依頼の予約はなかったものとして取扱います。

4. 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて振込先金融機関宛に次により振込通知を発信します。
 - ① パソコンサービスによる振込の場合は、依頼内容確定日に振込通知を発信します。ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日を振込実施日とする振込依頼の予約として受け付けたうえで、依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。
 - ② ポータルサービスおよび書面取引による振込の場合は、依頼内容確定日当日に振込通知を発信します。ただし、振込依頼内容の確定が当行所定の時限を過ぎていた場合や金融機関営業日以外の日の場合は、依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。
- (2) 前号にかかわらず、振込依頼の予約にかかる振込契約に基づく振込先金融機関宛の振込通知は、当該予約にかかる振込実施日に発信します。
- (3) 前二号に基づき当行が振込先金融機関宛に振込通知を発信した場合であっても、通信事情や振込先金融機関における事務手続上の都合等により、当該発信日当日中に受取人の預金口座への入金がなされない場合があります。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第3条 総合振込

1. 総合振込の内容・手続

総合振込とは、一定の支払日に多数の振込を一括処理する取引（ただし、第4条第1項に定める給与・賞与振込に該当する取引を除く）をいいます。なお、総合振込に係る振込依頼その他の手続は、特に指定のない限りパソコンサービスを利用して行うものとします。

2. 振込依頼

- (1) お客さまは、総合振込を依頼する場合には、お客さまが希望する振込指定日（ただし、金融機関営業日に限る）を基準にして、当行所定の日時まで、当行所定の方法により依頼を行うものとします。
- (2) お客さまは、当行所定のフォーマットにより作成された総合振込依頼データ（以下本項において「依頼データ」という）を、当行所定の方法により当行宛に送信するものとします（依頼データに含めることができる振込依頼の件数は当行所定の件数を上限とします）。この場合、当行が受領した依頼データについて、必要事項が欠落している等の瑕疵があった場合には、当行は、当行所定の方法によりお客さまにその旨を通知し、お客さまは直ちに瑕疵のない依頼データを再送するものとします。なお、これにより生じた振込処理の遅延等について、当行は何ら責任を負わな

いものとしします。

- (3) お客さまは、前二号の定めに基づく振込依頼について、当行所定の日時までには当行所定の方法により振込実行の承認を行うものとし、当行は当該承認が行われるまでは当該振込依頼に係る振込を実行する義務を負わないものとしします。なお、お客さまが当該当行所定の日時までには当該承認を行わなかった場合、当行は当該振込依頼を取り消すことができるものとしします。
- (4) 当行は、当行がやむを得ないと判断した場合、お客さまに対し前三号の定めと異なる方法による当行宛の依頼データの送信または送付および振込日の指定を依頼するものとしします。この場合、お客さまは当行の指示に従うものとしします。
- (5) 前各号によりお客さまから当行宛てに送信または送付された依頼データの内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 依頼の取消し

総合振込の依頼は、当該依頼にかかる振込指定日の2金融機関営業日前の当行所定の時限までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

4. 契約の成立

- (1) 総合振込にかかる契約（以下本条において「振込契約」という）は、当行所定の手続きにより当該総合振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金の引落としが完了したときに成立するものとしします。
- (2) 前号の振込資金は、振込指定日にお客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとしします。
- (3) 振込契約にかかる当行所定の振込手数料は、お客さまが当該振込手数料に対応する振込資金の引落口座として指定した口座から振込実施後の当行所定の日付に引落とすものとしします。

5. 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて振込指定日に振込先金融機関宛に振込通知を発信します。
- (2) 前号に基づき当行が振込先金融機関宛に振込通知を発信した場合であっても、通信事情や振込先金融機関における事務手続上の都合等により、当該発信日当日中に受取人の預金口座への入金がなされない場合があります。なお、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条 給与・賞与振込

1. 給与・賞与振込の内容・手続

給与・賞与振込とは、お客さまが、お客さまの役職員に支払う給与、報酬および賞与（臨時支給分を含む。以下同じ）の振込を一括で当行に依頼し、振込指定日にお客さまの役職員の預金口座に振込を行うことをいいます。なお、給与・賞与振込に

係る振込依頼その他の手続は、特に指定のない限りパソコンサービスを利用して行うものとします。

2. 振込依頼

- (1) お客さまは、給与・賞与振込を依頼する場合には、お客さまが希望する振込指定日（ただし、金融機関営業日に限る）を基準にして、当行所定の日時までに、当行所定の方法により依頼を行うものとします。
- (2) お客さまは、当行所定のフォーマットにより作成された給与・賞与振込依頼データ（以下本項において「依頼データ」という）を、当行所定の方法により当行宛に送信するものとします（依頼データに含めることができる振込依頼の件数は当行所定の件数を上限とします）。この場合、当行が受領した依頼データについて、必要事項が欠落している等の瑕疵があった場合には、当行は、当行所定の方法によりお客さまにその旨を通知し、お客さまは直ちに瑕疵のない依頼データを再送するものとします。なお、これにより生じた振込処理の遅延等について、当行は何ら責任を負わないものとします。
- (3) お客さまは、前二号の定めに基づく振込依頼について、当行所定の日時までに当行所定の方法により振込実行の承認を行うものとし、当行は当該承認が行われるまでは当該振込依頼に係る振込を実行する義務を負わないものとします。なお、お客さまが当該当行所定の日時までに当該承認を行わなかった場合、当行は当該振込依頼を取り消すことができるものとします。
- (4) 当行は、当行がやむを得ないと判断した場合、お客さまに対し前三号の定めと異なる方法による当行宛の依頼データの送信または送付および振込指定日の指定を依頼するものとします。この場合、お客さまは当行の指示に従うものとします。
- (5) 前各号によりお客さまから当行宛てに送信または送付された依頼データの内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 依頼の取消し

給与・賞与振込の依頼は、当該依頼にかかる振込指定日の3金融機関営業日前の当行所定の時限までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

4. 契約の成立

- (1) 給与・賞与振込にかかる契約（以下本条において「振込契約」という）は、当行所定の手続きにより当該給与・賞与振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金の引落としが完了したときに成立するものとします。
- (2) 前号の振込資金は、振込指定日の2金融機関営業日前に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。
- (3) 振込契約にかかる当行所定の振込手数料は、お客さまが当該振込手数料に対応する振込資金の引落口座として指定した口座から振込実施後の当行所定の日付に引落とすものとします。

5. 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて振込指定日に振込先金融機関宛に振込通知を発信します。
- (2) 前号に基づき当行が振込先金融機関宛に振込通知を発信した場合であっても、通信事情や振込先金融機関における事務手続上の都合等により、当該発信日当日中に受取人の預金口座への入金となされない場合があります。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 入金不能時の取扱い

振込先の金融機関から、振込依頼のあった受取人口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、当行はお客さまに通知することなく返却された振込資金をお客さまの普通預金口座に入金します。この場合、振込手数料は返却しません。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第6条 依頼内容の取消し・変更・組戻し

1. 第2条第3項、第3条第4項および第4条第4項に定める振込契約（以下総称して「各振込契約」という）の成立後は、その依頼内容の取消しおよび変更はできません。
2. 各振込契約の成立後にお客さまが、その振込の組戻しを依頼する場合には、次の手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼（以下「組戻依頼」という）は、ポータルサービスまたは書面取引にて当行所定の手続きに従い受け付けます。
 - (2) 当行はお客さまからの組戻依頼に基づき、当行所定の組戻手数料を受領し、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 振込先の金融機関より組戻依頼に基づき資金が返却された場合には、当行は返却された資金をお客さまの普通預金口座に入金します。
3. 第2項において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときまたは受取人からの組戻しの承諾を得られない場合などの理由で組戻しができないことがあります。この場合には、お客さまが受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかった場合でも、組戻手数料は返却しません。

第7条 振込限度額

1. 当行はパソコンサービスを利用した振込、総合振込および給与・賞与振込（以下、振込、総合振込および給与・賞与振込に係る取引を総称して「各振込取引」という）において、「1日」（基準は「午前零時」とします）あたりに振込むことができる金額および「1回」あたりに振込むことができる金額（以下「振込限度額」という）を定めます。なお、お客さまは、パソコンサービス上で当行所定の方法によ

り、パソコンサービス利用規約に定めるサービス管理者および各振込取引における取引承認権限を付与された利用者ごとに、「1日」あたり・「1回」あたりの上限金額を設定し、当行所定の方法により変更することができます。ただし、「振込限度額」は、当行所定の上限金額を超えない範囲に限定されるものとします。また、当行は「振込限度額」を変更する場合があります。

2. 振込限度額は振込、総合振込、給与・賞与振込のそれぞれについて設定することができます。当行はそれぞれ別個に振込限度額の確認を行います。
3. 当行は、振込限度額を超える振込依頼および振込依頼の予約は受付けないものとします。

第8条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由があったとき

第9条 規約の準用

1. 各振込取引に関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約（法人・団体）等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のauじぶん銀行取引規約（法人・団体）において定義した内容に従うものとします。

第10条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2022年12月11日現在】

改正附則（2022年12月11日）

1. この改正規約は、2022年12月11日から適用します。
2. 前項にかかわらず、以下の各号のお客さまについては、以下の各号に定める時期からこの改正規約を適用します。
 - (1) 2022年12月10日以前に普通預金口座開設の申込みを行ったお客さま（以下「既存顧客」という）のうち同年12月22日から2023年1月31日までの間にパソコンサービスの利用開始登録を完了したお客さま

利用開始登録日

(2) 前号以外の既存顧客

2023年2月1日